

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年4月20日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

平成27年度「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定支援業務委託

(2) 業務内容

区は、「世田谷区男女共同参画プラン(計画期間:平成19年度~平成28年度)」を基本とし、その後の社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行い、「男女共同参画プラン調整計画(平成25年度~平成28年度)」を策定して、施策の推進に取り組んでいる。

新たな男女共同参画プランは、平成29年度から10年間(平成29年度~38年度)を見据え、男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮できる社会の創出のための羅針盤となるよう策定する。

平成27年度における本業務は、このプランの平成28年度策定を見据え、各種検討会議体の資料作成及び運営支援、企画立案、国・他の自治体の取組み状況や社会動向等の情報収集など、プラン策定に向けた初年度の取組みに係る支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間(平成27年度分)

契約締結の日より平成28年3月31日

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成27年4月より起算した過去3年間において、地方自治体の個別計画策定に関する契約実績を有していること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価項目

- (1) 提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

企業信頼度

・入札参加資格の共同運営格付等

事業者及び担当者の実績及び経歴等

業務の実施体制

男女共同参画(ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス防止含む)についての理解度等

ア．国・都の法令、計画、指針等の認識状況

イ．男女共同参画が実現した社会像（出典等含む）

ウ．提案事業者が自ら取り組んでいる取組み等

区の関連計画への理解度等

ア．区の基本計画、実施計画、男女共同参画プラン、ワーク・ライフ・バランス推進指針等
関連計画の認識状況

イ．男女共同参画とDV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶との関連性

ウ．男女共同参画（ワーク・ライフ・バランス含む）及びDV防止を推進するうえでの課題
整理

国、都、その他の自治体の動向等の把握

ア．国・都の最新の取組み及び動向

イ．先進的な事例の把握

ウ．国の行動指針等に盛り込まれた数値目標等に対応する必要データの入手方法

検討会委員会等の運営支援能力

見積金額及び内容の妥当性

（２）プレゼンテーションは、提案書を提出したすべての事業者を対象とし、明確性・的確性・実現可能性により評価する。

５．手続き等

（１）担当所管課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第1庁舎1階5番窓口

世田谷区生活文化部人権・男女共同参画担当課

電話 03-5432-2259 ファクシミリ 03-5432-3005

（２）平成27年度「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定支援業務 委託業者募集

説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 : 平成27年4月20日(月)から5月12日(火)

交付場所及び方法: 世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可能)

区のホームページ [くらしのガイド](#) [男女共同参画](#) [お知らせ](#)

または、(1)の窓口で配布

（３）参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間: 平成27年4月20日(月)から5月12日(火)午後5時まで

(土日、祝日の受付不可)

提出場所: 上記 担当所管課窓口

提出方法: 持参または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る)

（４）提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間: 平成27年5月14日(木)6月12日(金)午後5時まで

提出場所: 上記 担当所管課窓口

提出方法: 持参に限る

６．その他

(1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。

(3) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。

- (4) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。ただし、担当者等について病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 最終選定後に提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 項目 5 (1) に同じ
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定：有
平成 2 8 年度における当該業務契約
但し、平成 2 8 年度以降の契約については、契約予定年度の予算配当を条件とする。また、平成 2 7 年度の履行状況及び平成 2 8 年度以降契約交渉により、随意契約を締結しない場合がある。

《平成 2 8 年度予定業務》

業務件名：平成 2 8 年度「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン」
策定支援業務委託

履行期間：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 2 0 日

業務内容等詳細は説明書による。